

政文研だより

発行 2023.12月

一般社団法人
神奈川政経文化研究会

【活動報告】

11月

令和5年河野太郎講演会秋の陣

日程：令和5年11月18日(土) 18時予定

場所：平塚商工会議所 平塚市松風町2-10

ご参加いただきました皆様ありがとうございました



12月

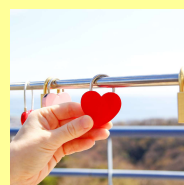
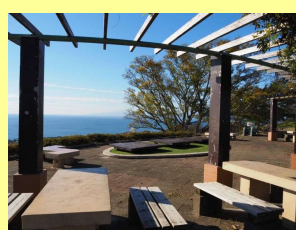
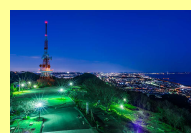
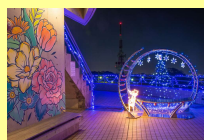
政文研だより19号発行

※5月に、継続のお願いの便りをメールにてご連絡いたしました。
お支払いがまだな方はどうぞよろしくお願い致します。

【地域の情報】 湘南平（しょうなんだいら）

360度のパノラマで、富士山や相模湾など、海も山も夜景などの絶景が楽しめる、平塚屈指の人気スポットです。湘南平は、標高約180メートルの高台です。テレビ塔展望台と高麗山公園レストハウス展望台の2つの大展望台があり、どちらの展望台も360度のパノラマで、富士山や相模湾、近隣の山々の眺望が楽しめます。また、日没後には、「夜景100選」に選ばれているビュースポットとして、360度パノラマの夜景も楽しめる、平塚屈指の人気スポットです。春には桜の名所にもなっており、桜の時期には多くの人で賑わいます。また、壮大な景観の中で、平塚の美味しい食材を活用した地産地消型料理が楽しめるレストランがあります。

恋人たちが永遠の愛を誓って南京錠をかける「愛の南京錠」発祥の地ともいわれており、南京錠をかける鍵かけモニュメント「ainowa」や、平塚出身のペインター「オノルイーゼ」さんが描いたフォトスポットなどがあります。

海上
テラス

☆湘南平では今年もクリスマスイルミネーションやっています☆

今年も、夜の湘南平をより楽しんでいただくために、ainowaでクリスマスイルミネーションを実施します！

【開催期間】令和5年 12月1日（金曜日）から12月25日

【点灯時間】16時30分から21時15分まで

レストハウスの2階には展望レストラン、1階には売店があります。

会員の皆様いつもありがとうございます。

十二月になりました、師走になります。

今年もいよいよ数日です。光陰矢の如しですね。

来年は辰年です。辰年は陽の気が動いて万物が振動するので、活力旺盛になって大きく成長し、形がととのう年だといわれています。

また、たつ（竜、龍）は十二支の中で唯一空想上の生き物で、権力や隆盛の象徴であることから、出世や権力に大きく関わる年といわれています。

時節柄、ご自愛くださいますようお願い申し上げます。

【今月の名言】

人間一人ひとりがもう少し「誇り高く」生きることが大切ではないでしょうか。

大きな花、豪華な姿で咲き誇る花を羨み、自らを卑下することなく、「小さきは小さく咲かん」という健気さとプライドを持って生きること。それはまた、他人にもその人なりの、その人にしか咲かせることのできない花を咲かせようとする姿でもあります。

- 渡辺和子 - (シスター、ノートルダム清心学園の理事長 / 1927~2016)

来年も皆で健康で豊かな人生を歩んでいきましょう

一般社団法人

神奈川政経文化研究会

代表理事 今村佳広



賃上げ促進税制、中小企業に5年間の繰越控除を創設

現 行		拡充案		
大企業	賃上げ率	3%以上	10%	
	控除率(原則)	4%以上	15%	
		5%以上	20%	
		7%以上	25%	
	教育訓練費増で5% 上乗せ。控除の最大 は30%	女性活躍・子育て支援 でも5%上乗せ。控除 の最大は35%に拡充		
賃上げ税制 拡充の概要		[中堅企業] を新設	3%以上	10%
			4%以上	25%
中小企業	1.5%以上	15%	1.5%以上	15%
	2.5%以上	30%	2.5%以上	30%
	教育訓練費増で10% 上乗せ。控除の最大 は40%	女性活躍・子育て支援 でも5%上乗せ。控除 の最大は45%に拡充		
	賃上げ税制拡充の概要			

従業員数が2000人以下の中小企業は、前年度からの給与総額の増加割合が3%以上の場合には税額控除率に10%を、4%以上の場合には15%をそれぞれ加算する措置を設ける。これに加え、教育訓練費の増加割合が10%以上の場合の税額控除率5%の加算と子育て環境整備等の要件の認定を受けている場合の5%の加算があり、大企業と同様に、最大35%が控除できるようになる（控除税額は当期の法人税額の20%が上限）

中小企業の場合は、新たに5年間の繰越控除制度を創設し、これまで制度を利用できなかった赤字企業に対しても賃上げにチャレンジする後押しをする。賃上げに伴う税額控除は、給与総額を1.5%以上増やせば増加分の15%を、2.5%以上増やせば30%をそれぞれ控除する。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は増加割合が5%以上であれば10%加算する。この結果、子育てに係る5%加算を加えれば、最大45%が控除できるようになる。

編集後記

今号も、お読みいただきましてありがとうございます。今年もあと残すところわずかとなりましたが、本年最後の「政文研だより」をお届けします。

皆様、今年はどんな年でしたか？私は、コロナ禍も収まり、再び人に会える年でした。会員の方々にも勉強会を通してお会いすることができ嬉しい年でした。

そして、もう年末ですね。日本には、日本伝統の年末行事のお餅つきがあります。餅つきとは、新年迎える準備として重要な伝統行事です。通常は、年末の12月25日から28日に行われます。日本には稲作信仰というものがあり、祝い事や特別な日であるハレの日に、餅つきをするようになりました。餅つきは一人ではできないため、皆の連帯感を高め、喜びを分かち合うという社会的意義もあります。そして、お正月には「鏡餅」、桃の節句には「菱餅」、端午の節句には「柏餅」というように、行事食としても定着していききました。とりわけ日本の行事文化の大黒柱であるお正月はお餅が重要な役割を果たすので、年末に餅つきをするようになったそうです。年末の朝は寒いですが、煙臭くなりますが、皆で集まりワイワイお餅つきする連帯感と、つきたてのお餅が最高なので、私はお餅つきが大好きです。

皆様にとって来年が輝かしい年となることを願っています。次年もまた変わらぬご愛読の程、どうぞよろしくお願いいたします。



第20号政文研だより
お楽しみに♪